

芦屋町チャレンジショップ
出店者募集要項

芦屋町

1. 事業の目的

芦屋町で起業を希望する者に対し、起業するためのノウハウを事前に学ぶ場として、店舗等を安価で貸与することによって、町内における起業の促進を目的とする。

2. 事業の概要

(1) 事業期間等

① 店舗等貸出期間

令和 8 年 7 月上旬頃から令和 9 年 3 月 31 日まで

ただし、令和 10 年 3 月 31 日を限度として、芦屋町と借入人の双方において異議がなければ、1 年延長することができる。

② 営業開始日

契約締結日から令和 8 年 9 月 1 日の間で、営業可能となった日とし、芦屋町と協議のうえ決定する。

(2) 事業内容等

① 募集業種

テイクアウトを主とした飲食店

※提供する商品によっては、菓子製造業許可など、飲食店営業許可以外に必要となる場合があります。

② 営業時間

10 時から 17 時まで

営業日は、週 4 日以上、定休日は月曜日とすることを原則とし、芦屋町と協議のうえ決定する。また、繁忙期及び閑散期において、営業時間、営業日及び定休日を変更する場合は、事前に芦屋町の許可を得なければならないものとする。ただし、プール・海水浴場の開設期間及びあしや砂像展開催期間中は原則どおり営業しなければならない。

(3) 店舗仕様等

① 所在地

福岡県遠賀郡芦屋町芦屋 1455 「芦屋海浜公園内レジャープール」

② 建築面積・延床面積

6,370mm × 2,730mm = 17.3901 m²

③ 構造

鉄骨造平屋建て ブレース構造

④ 付随設備

ウッドデッキ (4,700 × 2,730)、エアコン、2 層式シンク、調理台
カウンターテーブル、瞬間湯沸かし器、表示看板 (誘導看板 2 種)

⑤ その他

ガスの使用は不可、トイレは隣接するレジャープールのものを使用

(4)費用等

①店舗等の賃料

月額 5,000 円とする。

1 年目は契約締結日から令和 8 年 9 月 1 日までの間に 1 年分を支払うものとする。

2 年目は、5 月 31 日までに 1 年分を支払うものとする。なお、年度の途中で、出店者の都合により契約を打ち切る場合、支払われた賃料は返還しない。

※賃料の額は、1 年目が、契約締結日の属する月から令和 9 年 3 月 31 日までの月数×5,000 円。
延長した場合 2 年目が、令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 12 ヶ月×5,000 円
=60,000 円となります。

②使用料等

電気使用料、上下水道使用料、インターネット使用料等は出店者が契約のうえ、出店者負担とする。

③営業に必要な備品購入費等

商品ケースや棚等の備品購入費、陳列什器・備品の持込に係る費用は出店者の負担とする。

④その他

店舗躯体、基礎、引込電線等の改修、修繕等に要する費用は芦屋町が負担する。ただし、出店者の責による修繕等に係る費用は出店者が負担する。

3. 募集概要

(1)募集対象者

20 歳以上で飲食店の営業経験のない個人のうち、以下の条件を満たす方

- ・チャレンジショップ終了後、概ね 1 年以内に町内で創業を予定していること
- ・営業に必要な許認可等を営業開始時までに取得できること
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に係る法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条 2 号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- ・居住地及び芦屋町において住民税等の滞納がないこと
- ・営業内容が公序良俗に反しないこと
- ・営業内容が政治性または宗教性のあるものでないこと
- ・海浜公園内で行われるイベントに積極的に参加すること
- ・チャレンジショップの営業開始までに芦屋町商工会会員となること

(2)募集スケジュール

①募集要項の配布開始日

令和 8 年 4 月 27 日（月）

②申込締切日

令和 8 年 5 月 15 日（金） 当日消印有効

③選考結果の通知日

選考が完了次第、順次全員に郵送で通知する。

(3) 出店申込

① 必要書類

- ・ 出店申込書
- ・ エントリーシート
- ・ 暴力団照会に関する同意書
- ・ 各種照会に関する同意書（居住地が芦屋町である場合は不要）
- ・ 商工会会員となることの誓約書
- ・ 居住地の住民票
- ・ 居住地の滞納のない証明書

※提出された書類は返却できません。

② 提出方法

必要書類を、郵送又は持参により提出すること。

③ 提出先

〒807-0198

福岡県遠賀郡芦屋町幸町 2 番 20 号

芦屋町 産業観光課 商工観光係

(4) 出店者選考

① 出店者選考概要

出店者を選考する審査会を実施し、審査結果により決定する。申込者はエントリーシートに基づき、審査員に対しプレゼンテーションを行う。

② 出店者審査会日時

令和 8 年 6 月中旬～下旬予定（1 申込者につき 30 分程度）

※詳細は別途通知します。

③ 出店者審査会場所

芦屋町役場

④ 審査基準等

審査は、創業や出店に対する意欲、計画内容の魅力や実現性等を鑑み総合的に行う。

4. 遵守事項

チャレンジショップ出店者は以下の事項を遵守すること。芦屋町が、遵守事項を守れていないと判断した場合、期間内であっても契約を打ち切る場合がある。

- ・ 営業時間を遵守すること
- ・ 店舗躯体、設備等を破損もしくは紛失した場合は、過失の有無を問わず、直ちにその旨を芦屋町へ報告し、指示に従うこと
- ・ 出店者の準備する備品等の搬入・搬出を含む出店期間中において、災害や事故等のトラブルが発生した場合は、直ちにその旨を芦屋町へ報告し、出店者の責任で適切に対応すること
- ・ 事業計画書や売上報告書等の町が指示する必要書類は期限までに遅滞なく提出すること
- ・ 出店期間の終了時には、店舗内を原状回復すること。なお、出店を取り消されたときも同様とする
- ・ 火災保険は出店者の負担で必ず加入し、加入証明書の写しを提出すること
- ・ その他芦屋町からの指示には必ず従い、速やかに対応すること

5. その他

この募集要項に定めのない事項は、芦屋町が別途定める。